

平成19年度の基本的な方針

平成19年度末を目途に、平成21年度末の現行過疎法期限切れを控えた、新しい過疎対策についての基本的考え方(「中間とりまとめ」)を示すべく、進める。

<内容>①意義、位置付け、②対策の必要性、③実施主体(市町村、都道府県等)の基本的考え方、④地域要件の基本的考え方、⑤対策の基本的方向 等

(平成20年度はさらに過疎対策全般にわたる課題整理、対策のとりまとめを行うことを想定)

平成19年度

<9月21日(金) 10時～ 総務省401会議室>

懇談会第1回

- 過疎対策の沿革・概要
- 20年度までのスケジュール
- 論点全般のフリーディスカッション

<11月上旬>

- 現地視察調査

<12月上旬>

懇談会第2回

- 意見交換 総論
 - ①過疎対策の意義
 - ②必要性
 - ③主体
 - ④地域指定
 - ⑤対策の基本的方向

<2月中下旬>

懇談会第3回

- 調査研究会での検討状況
- 自治体ヒアリング
- 中間とりまとめ素案

<3月中下旬>

懇談会第4回

- 中間とりまとめ(公表)

平成20年度

<5月～7月>

○各論についての検討（4回程度）

- ・産業・雇用（農林水産業、雇用）
- ・交通・通信（公共交通、情報化、交流）
- ・生活と福祉（上下水道、医療）
- ・個性豊かな地域社会（景観、文化等）
- ・集落、コミュニティ対策
- ・周辺都市との連携のあり方
- ・具体的な支援策のあり方 等

<9月～11月>

○総論及び各論について、とりまとめに向けた議論（4回程度）
（現地調査1回程度）

<12月>

○「懇談会意見（仮称）案」の議論（2回程度）